

か 教 学 諮 問 第 1 号
令 和 7 年 1 1 月 2 0 日

かすみがうら市学区審議会
会長 木 村 和 弘 殿

かすみがうら市教育委員会



かすみがうら市小中義務教育学校適正規模・適正配置計画を検討するため、下記の事項に関して諮問します。

記

- 1 かすみがうら市立小中義務教育学校の新たな適正規模のあり方について
- 2 かすみがうら市立小中義務教育学校の適正規模化の検討を要する学校について
・適正規模化の検討を要する学校の整理
- 3 その他学校適正規模を行うにあたり配慮を要する事項

(理由)

かすみがうら市では、これまで、児童生徒の減少に伴い小中学校の小規模化が進行しており、次代を担う児童生徒の生きる力を育む上での教育環境や学校運営など様々な面において影響を及ぼすことが懸念されることから学校統合を行い、適正規模の確保並びに再編をしてきました。

しかしながら、少子化がさらに進行し、学校の適正規模化を維持していくことが困難な状況が見込まれます。

こうしたことから、児童生徒を取り巻く状況や地域の実情、社会情勢の動向などを勘案し、本市の小中義務教育学校における適正規模のあり方について、総合的に検討していただくものです。



令和8年1月28日

かすみがうら市教育委員会
教育長 井坂庄衛様

かすみがうら市学区審議会
会長 木村和弘



答 申 書

令和7年11月20日付け、か教学諮問第1号で諮問を受けた下記の各項目について、子どもたちの未来のため、より良い教育環境の実現を目指し、慎重に審議を行いましたので、以下のとおり答申します。

- 1 かすみがうら市立小中義務教育学校の新しい適正規模のあり方について
 - ・ 『小学校はクラス替えが可能な1学年の学級数2学級以上、全体で12学級以上となるよう配慮する。』『中学校はクラス替えが可能で、全ての教科で教科担任制がとれ、主要5教科で複数の教科担任を確保できる1学年の学級数3学級以上、全体で9学級以上となるよう配慮する。』とする基準については維持することが望ましい。
 - ・ ただし、適正規模として維持が困難な場合であっても、児童生徒の登下校の負担、PTA活動などの保護者負担、地域の拠点としての学校の役割のほか地域性などに配慮した学校の配置とされたい。
- 2 かすみがうら市立小中義務教育学校の適正規模化の検討を要する学校について・適正規模化の検討を要する学校の整理
 - ・ 適正規模化の検討を要する学校については、次のように整理した。併せてその理由について付記する。

【適正規模化の検討を要することが望ましいとする学校】

霞ヶ浦南小学校・霞ヶ浦北小学校

(理由) それぞれの学校は適正規模基準を下回っており、将来的にも児童数が減少し適正規模の維持が困難であることが想定される。両校は霞ヶ浦中学校区内に位置し、小学校、中学校の連続した学び、継続性に配慮することができる。と考える。

【適正規模化の検討を要するが、当面の間現状を維持することが望ましいとする学校】

霞ヶ浦中学校・千代田義務教育学校

(理由) 霞ヶ浦中学校は、現状及び将来推移においても適正規模基準を下回るが、

学区内小学校の配置等の地域性や、小学校、中学校の連続した学び、児童生徒並びに保護者等の負担などを考慮すると当面の間、現状を維持することが望ましいと考える。千代田義務教育学校は現状及び将来推移においても適正規模基準を下回るが、令和4年に小中一貫校として統合し開校したものであり、また、小規模特認校として特色ある教育の実践が図られている。児童生徒数は減少しつつあるものの小学校、中学校の連続した学びが施設一体となって図られており統合後間もない現状を踏まえ、当面の間、現状を維持することが望ましいと考える。両校とも当面の間とするが、引き続き、人口動態や社会情勢を鑑みながら適正規模、適正配置などについて検討を進められたい。

【現状では適正規模化の検討を要しない学校】

下稲吉小学校・下稲吉東小学校・下稲吉中学校

(理由) 各学校においては、現状及び将来推計においても概ね適正規模が維持継続される見込みであることから、現状では適正規模化を要しない学校として整理した。ただし、少子化の影響によりさらに児童生徒数が減少することが見込まれ、適正規模の維持が困難となる可能性は否定できないことから、引き続き、人口動態や社会情勢を鑑みながら、適正規模、適正配置などについて検討を進められたい。

3 その他学校適正規模を行うにあたり配慮を要する事項

- ・ 児童生徒の不安等を払拭するよう努められたい。
- ・ 保護者への十分な説明を行い、不安等を払拭するよう努められたい。
- ・ 学校は地域の拠点でもあるので地域住民の意見の尊重し、十分な協議を図られたい。
- ・ スクールバスの維持を図るなど安全な通学手段の確保を図られたい。
- ・ 施設設備を含めた教育環境の一層の充実を図られたい。
- ・ 学校統合にあたっては、学習活動が円滑に移行継続できるよう、事前の交流事業を実施するなど配慮されたい。
- ・ 学校の適正配置にあたっては、地域性を考慮した配置となるよう努められたい。
- ・ 引き続き小中一貫教育の推進を図られたい。
- ・ 学校統合により学校区が広がるなど、指定の学区が最寄りの学校ではない地域は、地域的な状況等に配慮しながら学校区の整理にも配慮されたい。